

新型コロナウイルス特例貸付の償還免除のご案内

- ① 緊急小口資金、総合支援資金（初回）を令和4年4月1日以降に借り入れた方
② 総合支援資金（延長）を借り入れた方
① か②のいずれかに該当する場合は、下記の償還免除要件をご確認ください。

国が決めた要件にあてはまる場合は、「償還免除」となり、借りたお金の全部または一部を返済いただく必要がなくなります。

1. 償還免除要件等一覧

償 還 免 除 要 件	償還免除申請時期
【要件①】 判定年度別免除 借受人(および世帯主)の令和5年度の住民税が均等割・所得割いずれも非課税と証明されている方	現在受付中
【要件②】 次年度以降非課税免除 借受人(および世帯主)の令和6年度以降の住民税が均等割・所得割いずれも非課税と証明されている方	令和6年6月以降
【要件③】生活保護免除 生活保護を受給した方	償還開始後 ※該当の方はご連絡をください。
【要件④】障害者手帳免除 ・精神保健福祉手帳(1級) ・身体障害者手帳(1級または2級) ・療育手帳A(重度) のうち、いずれかを所持している方	償還開始後 ※該当の方は事前にご連絡をください。
【要件④】死亡免除 借受人が死亡した場合	借受人が死亡された後
【要件⑤】自己破産免除・個人再生免除・自然災害ガイドライン免除	

2. 償還免除の申請方法

償還免除要件に該当する方は、島根県社会福祉協議会 TEL0852-61-9888 にご連絡ください。必要書類や手続きについてご案内いたします。

3. お問い合わせ先

償還免除の要件など、全般的な問い合わせ	手続きに関する問い合わせ
緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター Tel : 0120-46-1999 受付時間 : 9時～17時(平日のみ)	島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 TEL : 0852-61-9888 受付時間 : 8時30分～17時15分(平日のみ)